

第三十八回 参議院商工委員会議録 第十九号

(三二八)

昭和三十六年四月二十日(木曜日)

午前十時三十九分開会

説明員

工業技術院 堀坂政太郎君

開発事業団法案を提出するに至りました経過を御説明させていただきたいと存ります。

わが国には非常に研究成果といふものが多いたいわれております。たとえば特許の出願件数なども、最近に至りましては世界で第一位といふほど数が多く出願されております。それから学者の論文でございますが、これも世界にも見劣りのないほどたくさん出ています。そういうような角度から見ましても、わが国の研究成果といふものはかなりあらうかと思いますが、残念ながらそれが実用化されていないといふことは、古くからいわれておるところでございまして、外国技術の導入などを例に申し上げましても、昭和二十五年以降一千億円を突破するほどの外貨を支払っております。これに対しましてわが国の研究成果として外國に技術を輸出しておるのは十億内外というような数字で、きわめて振わない状況にござります。そういうような点から、すでに古くから研究成果を何か商業化するための橋渡し機関が必要であるという要請が叫ばれておりまして、御承知のように、昭和二十五年以来、日本學術會議、經濟同友会、あるいは経済団体連合会等からもいろいろな案が提案されたこともございましたが、ついに日の目を見ないで時日を経過いたしましたが、昭和三十三年度に至りまして、理化学研究所が発足いたしました。

なりまして、理化学研究所の中に開発に関する事項が盛られまして、現在まで三ヵ年間でございますが、新技術の開発の事業をして参ったような状況でございます。

その間、理化学研究所にそういう開発の事業を担当させるに至りました結果として御報告しておきたいのは、調査團を諸外国に派遣いたしまして、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ等のこの種機関の実情も調査いたしました結果、イギリスの研究開発公社といふのがござりますが、これがわが国で実施するための最も参考になるだろうというような結論から、イギリスの研究開発公社を亀鑑といたしまして、その内容のものを理化学研究所の中で実施することになつたわけでございま

取り上げました内容としまして、三

十三年から三十年にわたります新技術開発事業は、六ページから八ページにわたって書いてございますが、三十

年一度は、簡単に申しますと、球状黒鉛鉄というものを東北大学の音谷博士が御発明になりましたものがございまます。これは原特許権者は金属材料研究所でございますが、そういう研究所

がございまして、この種の技術につきましては、非常に大事だといひので、

諸外国からの技術導入を盛んにしてお

るようなテーマでございますが、わが

國の新しい技術ができた、これを一つ

実施する必要がある。ただしそこにはまだ中間段階と申しますが、企業規模でやつた経験がないために、企業が研

究成果をそのまま受けて実施すること

ができない、というような段階で足踏み

をしておりましたので、その足踏み状態をなくす意味で東北特殊鋼に、開発

の規模及び期間等も、そこにあります

ような条件で、必要な開発を委託いたしました。

しまして、そうして開発をしたところが、ごく最近に至りましたが、これは成

功をしたということの、開発委員会の

認定があつたわけでござります。そ

うして、開発を委託する企業の選定、開発実施計

画、開発実施結果の成否の認定、開発

の成果を実施させる企業の選定及びそ

の実施条件等につきましてここに語り

ます。その構成は、そこになりますよう

に、各界の権威者に開発委員をお願い

して現在に至つております。

おりましたが、従来外國から輸入して

おりました水晶にも、十分太刀打ちが

委員の異動
四月十九日委員後藤義隆君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 劍木 亨弘君

理事

川上 炳治君
吉田 法晴君
牛田 寛君

委員

赤岡 文三君
上原 正吉君
大川 光三君
岸田 幸雄君
山本 利壽君
阿具根 登君
近藤 信一君
中田 吉雄君
島村 武久君
池田正之輔君

○委員長(劍木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は、新技術開発事業団法案及び鉱工業技術研究組合法案(内閣提出、衆議院送付)、
最初に、委員の異動について報告しておきます。
昨十九日、後藤義隆君が委員を辞任され、その補欠として、鈴木万平君が委員に選任されました。

○委員長(劍木亨弘君) それでは新技術開発事業団法案、鉱工業技術研究組合法案、以上二案を便宜一括して議題といたします。

○政府委員(原田久君) 新技術開発事業団法案の提案理由につきましては、補足説明を聽取いたします。

○政府委員(原田久君) 新技術開発事業団法案を補足説明をさすでに長官から御説明をしておりますので、本日は、私から、補足説明をさせていただきます。資料といったしましては、法案もございませんが、新技術開発事業団法案要綱の方に簡潔でございりますので、それを元にして御説明をさせていただきたいと思います。

主义思想ですが、その前に、一応新技术

ます、新技術開発事業団法案について補足説明を聽取いたします。

○政府委員(原田久君) 新技術開発事業団法案を補足説明をさすでに長官から御説明をしておりますので、本日は、私から、補足説明をさせていただきます。資料といったしましては、法案もございませんが、新技術開発事業団法案要綱の方に簡潔でございりますので、それを元にして御説明をさせていただきたい

ます。

○委員長(劍木亨弘君) これより商工委員会を開会いたします。
本日は、新技術開発事業団法案(内閣提出、衆議院送付)、
○鉱工業技術研究組合法案(内閣提出、衆議院送付)

れは事業団の名称を他で乱用されますと、いろいろ信用上もあるいは公益上といいますか、も不測のトラブルを起すようなことがありますからなりませんので、この際、新技術開発事業団といふ名前につきましては、法律で他のものが乱用しないよう名称の使用の制限をしたいという項目でございまして、類似名称までは制限をしないといふ考え方をとつております。たとえて申しますと、新技術開発会社というのができたり、あるいはこれに似た新技术何々というものができますと、それはやむを得ぬという考え方をつておりますが、新技術開発事業団ばかりを使われることはお断わりでござります」という考え方でございます。

がいいだらうといふやうな観点から、この点は独立にあたりまして過去の経験を生かしつつ若干の修正をしたわけであります。

その結果次のページにありますように「理事長は、あらかじめ審議会の意見を聞かなければならぬ。」とありますたのを「意見を聞かなければならぬ。」といふやうに若干緩和いたしまして、しかも項目としては「新技術の開発に関する基本方針」、どういふような新技術、どういう分野の新技術を、どういふような順序で開発していくべきかというようなたぐいの基本方針はここにかけてもらひます。それから次に「開発を実施すべき新技術を選定」、これは従来もあったことござりますが、どういひテマをそれでは選ぶかといふやうなこと、それからその次に「開発を実施した結果」、それが成功したかどうかといふ認定をするとき、このときはまた開発審議会の意見を聞いて理事長がその判断をして処理するといふように改めた点でございます。ただし三項目に「審議会は、前項各号に掲げる場合のほか、理事長の諮問に応じて、新技術の開発に関する重要事項を審議することができる。」とござりますので、必要があれば、従来の理化学研究所の開発委員会にありますたこまかいことにつきましても、たとえば企業の選定だとか、それから実施計画だとか等々につきまして、必要があればかけることもできるといふ余裕を取つてござります。そういうふうな表現に改めたといふ点でござります。あと委員の構成

よつて制限される、組合員の資格を制限するということは適当でないといふような問題があるのですござります。また株式会社につきましては、株式会社は営利を目的とした法人でござりますので、研究をやつて参ります上において、必ずその利益が出るという見込みがつかない場合が非常に多い、特に初期の段階におきましては多いのですございまして、そのような事業といつものを初めから株式会社の形でやつしていくということには適当でないというような問題もござりますし、あるいは株式会社におきましては、その出資の、資金の事によりまして議決権に差があるのございまして、相互扶助組織としてこの協同研究を進めていくというような場合においては適當でないといふような問題もあるのですござります。

同研究に費やした経費の処理等に非常に問題があるのでございます。
このような状態でござりますので、この鉱工業技術研究組合法によりまして、このような研究体に一つの法人格を与えて、そしてただいま申し上げましたような問題をなくしますとともに、そのような協同研究体に対しまして、先般国会を通過いたしました租税特別措置法によりまして税制上の優遇措置を与えまして、さらに必要に応じては政府から補助金も出すような形で組合を育成していくことができると、かように存じております。この研究組合の特性といたしましては、いわゆる出資制とならないかったという点と、それから加入の制限を可能にしました。これはその技術というものの機密の保持の必要性、研究能力等から、最も協同研究ができるものののみを加入者に、組合員にするといふようなことを可能にした、そして剩余金等の分配を禁じまして、そして最終的にこの目的を達するまで資金的な基盤というものを確立しやすくしたというような点であることは設立認可の要件というものを厳重にいたしまして、事業協同組合法等を用いたしまして監督を強化する。このような特性をこの法案の中に持つておるのでございます。

初年度七〇%、二年度、三年度それぞれ一五%という特別償却を認めていた
だくことになつております。なお、そ
のほかに従来から通産省の工業技術院
におきまして鉱工業試験研究補助金と
いたしまして持つております補助金と
を、本年度はさらに一億五千万円追加
をしてもらいまして、その予算をもち
まして、この協同研究に対する援助を
いたしたい、かように存じておるので
ございます。

それでは引き続きまして法案につき
ましてごく簡略に御説明させていただ
きたいと思います。

第一条は、目的を書いてあるのでござ
いますが、まずこれを申し上げます。
場合に、先ほど原田振興局長から御説
明のありました新技術開発事業團のや
ることと、それから研究組合の目的と
しておるところと、あるいは御質問
が生ずるかと思いますので、あらかじ
め申し上げておきたいと思いますが、
先ほどの説明にもございましたように、
新技術開発事業團は、試験研究がすで
に終わって、これはもう実用化できる
という見込みのついたもの、それがな
かなか企業家の方において取り上げら
れずに、企業にならないといふものを
取り上げまして、そしてこの事業團の
事業といたしまして、これを民間の企
業者に委託をしてやらせるということ
をねらいといったしておるのでございま
して、このような事業を行ないますの
は日本で唯一の機関として考えておる
ものであります。今御審議を賜わって
おります研究組合法は、これはそれぞ
れの技術の種類、あるいは企業等にお
きまして協同して研究をするといふこ
とを促進しようとするものでございま

して、こののような研究組合は各種の産業技術の分野におきまして数多くできるものでございまして、まずその技術の研究からやっていく、いわゆる広い意味の技術の開発をやっていく、そらしてその研究が将来企業にまで適用されるようにするということをおねらいにしておるものでございまして、事業團と違いまして、この研究組合は数多くできるものであるということをごぞざいます。従つてこの研究組合は鉱工業技術の向上をはかることを目的として、そのような組織を定めることを目的的といたしておる次第でござります。

第二条については、特に御説明申し上げるまでもないと思ひますが、本法に基づきまして、このような協同研究体に法人格を与えて、そうして本法に定めるところの範囲内の権利能力及び行為能力を有することになると存じます。

それから第三条は、研究組合の要件でございますが、組合の要件といましても、すなわち、協同して研究を行なうということ、それから譲決権及び選挙権を平等に持つということが要件となつております。さらにこの第二項で、「特定の組合」——すなわち、組合という形式をとるけれども、一人の組合員の利益だけを目的として事業を行なうというようなことを禁じております。これは、先ほど申し上げましたように、この組合に対しまして特に税制上の優遇措置があるわけでございますが、この組合という形式だけをとつて税制上の恩典を受けようという偽装組合を排除しようとする目的のものでござります。

りまして、そうなりますと、行政機構そのものは、御承知のように、これは絶対的なものはないので、そのときそれがときの社会情勢なり国内情勢なりあるいは産業機構なりに適応したものがあつたことになると思ひます。そこで、現在の日本の、特に私どもが担当いたしております開発研究といったような問題になつてきましたと、いろいろな面がございまして、私どもの立場から見ますと、現在の日本本の各省で所管しております研究機関なり、そういうものにもわれわれは若干の疑惑を持つておられます。

従つて、これも何とかした方がいいのじやないかという観をなす方もあるし、私自身も、若干そういう考え方ではそれを、たとえは一例を申します

と、各看にありますところの研究機関といふものは、これはイギリスやその他でやつておりますように、国立の研究機関に一本にして、いわゆるデパートメントを作つて、そこでやつていくといふ形が望ましいのじやないかといふのが私の考え方であります。だから

といつて、これをすぐそれではその方向に持つていくということになりますと、それがいいからといって、直ちにそれでは一ヵ所に集めてやるといふことになりますと、そこに若干の摩擦が生じたり、いろいろな不備が出ていたりいたしますと、そのためいかつてそ

の間一年なり二年なり足踏みをする、あるいは弊害が出てくるとか、いろいろなマイナスの面も出てくるのでござります。従つて、理想案といったま

いは、私の申し上げましたように、一つのデパートメントという形が私は望

と、さうでなくして、基礎研究をやつ
いう場合に、その中間的な応用研究をいた
るいは工業化試験をやる場合もござい
ますが、まあ大体応用研究の段階にと
どまつておる。それで民間研究をいた
します場合に、基礎研究の分野といた
ものを全くやらないかといふと、必ず
しもさうじやなくて、若干基礎研究も
やりますが、主としてこの大学の研究
とかその他の理論をあれして、これを
事業にするための応用研究をやるわけ
でござります。そしてその応用研究を
やりましたときに、たとえば機械等で
この応用研究の結果がいいからすぐ企
業に移そりという場合もございます
が、そうでなくして、もう一つ中間プラ
ントの施設を作りましたし、そして、
工業化試験をやる。そうして相当企業
的に準ずるような規模で試験をやる。
そういうふうにやって、それから初め
て企業に移すというようになるわけで
ござります。そこで、この鉱工業研究
組合法がねらいといたしておりますの
は、ただいま申し上げました応用研究
あるいは工業化試験、そうしたような
ところを個々の企業でやっておつたの
では総合的にもできないし、金も足り
ないといふことになるのでございま
して、ただいま非常に問題になつてお
りますボリプロピレンでござりますと
か、その他の高分子化學の例とかが一
番御説明しやすいので申し上げます
が、そうしたものの研究は数億あるい
は十億以上金もかかるというよくなこ
とになつてくるわけであります。それ
で、そういうよくな、すなわち応用研
究から工業化試験、そうしたところの
研究を一つ協力をしてやろうといふの

が、実はこの研究組合法がわらつておるところでございまして、従つて、研究が、民間も当然やるべきことでござりますが、その部面を促進しようとうわけでございます。そういうふうにしてできましたものが、今度はこの工業化試験が済んで、その結果がうまくいきますと、そのまま企業に移す場合が大部分であろうと私どもは考えております。で、片方はこの新技術開発事業団につきましては、大学の先生やあるいは私どもの試験所等で研究をいたしまして、これはもう研究としては大体完成した、企業化に持っていくべきだというふうに研究者として十分に確信を持つておる、または他の専門家がごらんになられましても、こればかりはそういうふうに見られる。しかしながら企業化に持っていく場合に一べんに自分の責任をやつてしまふのだと、まあ外国でそういうものをやっているから、あれをやればいいのだというようには安心してかかれないので、まあ外國でそういうふうな場合がある。そういうふうなものについて、これを政府が取り上げて開発をさせようといふのでございまして、すなわちそういうふうに研究が基礎研究から応用研究、それから工業化試験、企業化といふうに発展する中の、その企業化の直前の中において、そういうよくなトラブルのあるものだけをつかまえて、それを委託といふうな種類のものがもう相当数あると上げて解決されようというのが事業団であるわけです。従つて、これはそういうことによつて日本の今まで研究が実用化されない一番ネックのところを取り上げて解決されようというのが事業団

しましても、毎年そろたくさん取り上げなければならないものはないわけでござりますので、そうしたものをつけた研究成績といふものを委託する場合に、民間の会社のみならず、そのできた研究成果といふものを委託する場合に、民間の会社のみならず、具根先生の御質問の、この事業団が、いろいろあらな研究組合に委託をするといふようなことはありはしないかといふようなお話をちょっととあつたようになりますが、そのよだな場合は大体ない。すなわち、この研究組合といったままでは、自分で応用研究と工業化試験をやって、そうしてでも事業にできるものは自分で、それぞれ今度は企業に移していく、あとは組合員である企業者に移していくといふ行き方をします。どうも話が不十分だと思いますが……。

することができないけれども、その組合の一員である事業に対し委託することができるわけなんですよ、それでしちゃうが。そうすると同じことになつてくるわけなんです。同じことを二度やつてはいるということになる。たとえば今例を引かれたから、たとえばポリプロピレンならボリプロピレンは組合でやつてはいる、事業団がやることはできないというが、事業団がやることもできるでしょ。ボリプロピレンを取り上げて、そして事業団で、これをおい君のところへやつてくれるかといふことはできるでしょ。たとえば炭素の問題を事業団が取り上げられている。その炭素の問題は、それなら石炭会社なら石炭会社が三つ以上で組合を作つて、そして石炭を原料にしてそこで研究しようじゃないか、それはできることがでしょ。そしたら何のために二つの法案が要りますか、同じことじゃないですか。

新技術開発事業団の方では、開発と
いうことを法律の第二条にも定義をつ
けておりまして、「この法律において
新技術」とは、国民经济上重要な科
学技術……に関する試験研究の成果で
あって、企業化されていないものをい
う。「まあこういうふうに書いてござ
ります。その趣旨、それとその次
に、「この法律において「開発」とは、
科学技術に関する試験研究の成果を
企業的規模において実施することに
より、これを企業としてるようになります」まあこう書いてござります。その
ところです。特に業務
移り変わりの過程のところがあるうか
と思いますが、このうちで、特に業務
のところです御説明いたしましたと思
ますが、「企業化が著しく困難な新技
術について企業等に委託して開発を実
施すること」。こういふ「企業化が著
しく困難な」という判定について申し
上げますが、企業の方が、ともかくこ
れは一つやつてみる価値がある、やり
たいという意思を持つて、そろしてか
りに組合員になるなりあるいはならな
いなりしまして、やりかけておるよ
うな問題、すなわち、企業が、今後自分
の企業を成長させていくためにどうし
てもやりたいというようなものは、一
応テーマからはずしておこう。一応と
いいますが、考えていない。で、結
局、先刻も御説明いたしましたよ
うに、大学とか国立の研究機関あるいは
省庁の研究機関で研究したが、どうも
見通しについて不安がある、企業の方
ではまだやる意欲が出来ない。やる意欲

限度の企業規模でやりますが、それを開発とわれわれ呼んでおりますが、やってないために、やる意欲が出ないといらうよなものを、事業団の負担において、経費はあるかえといらうよな形でやつてみると、いうのが開発でございますので、そういうよな角度から見ますと、組合員になられる企業者が取り上げるよな問題が、事業団が取り上げる問題とはならないだろう、そういうふうに考えるわけでございます。

す、これは。そうしますと組合の方も今度はそれ以上のことをやるわけですね。これは今度は研究、試験からやつていく、それも企業化が成るかどうかを前提にしてやるわけです。結局同じことなんです。同じことを所管が違うから二つの法律案が出て、税制の措置をするとか、あるいは補助金を出すとか、こういうことをやつておられるわけですね。私は同じことだと思うんです。

○國務大臣(池田正之輔君) これはあまり理論的にお考えになると、かえってこんがらがってくるんじゃないとかと思う。もつと簡単にお考えになつて、研究というものは事業団はやらないんですね。つまり産婆役なんで、研究した成果……そんなむずかしい言葉を使ひながらかえつてわからない。つまり研究の結果、特許なり新案なりを得たもの、そしたらそういうものが、企業化まで危険があるから企業家はなかなか手を出さない。そういううちにアメリカへ持つていかれて、外国で開発されておるという事態が、御承知のように今まで幾たびかあるわけです。そういう事例があつて、これを防ぐといふのがこの法律の事業団のねらいでございまして、そういう企業家が、今局長が言つたように企業化する意欲を持たない、それはなぜ持たないかといふと、これは、はたして企業化してペイするかどうかということを当然に事業家は考へますから、そういうものを託して、こっちの事業団の危険負担に置いてこれを委託して開発まで持つて

いく、それで成功ということになれ
ば、そこでこっちはすぐ手を引いてし
まう。いよいよ事業として成り立つ、
事業として出発するという段階になれ
ばこっちは手を引いてしまう。つまり
産婆の役といいますか、つまり研究の
段階はこっちは手を入れない。そこま
でのところだと思います。

ろに置いてある。そういうことで、理研としてもこういうものは性格が全く違いますから、いつまでも置いてもらっちゃ困る。早く独立させてどこかへ持つていいてくれ、これが理研の言い分なんです。だから性格が全く違うのです。理研は純粹の研究機関でございまして、片方は事業まで持っていく、その上の段階、こういうことでございまして、従つて、もう一つの考え方としては、理研は研究だけでなしに、国立の研究所なり、あるいは民間の研究所なりで、あらゆる研究機関で研究をした研究の成果、すなわち特許を得たならば、これは間違いないということが逃げられないように、企業化すれば國家のためになるといふようなものを取り上げてやっていくと、という性格のものでございますから、そういうものは純粹研究を目的とする理研と、企業まで持つていくことを目的とする事業団とは、これは全く性格が違うと思います。

合うかどうか、これを三つやるわけですね、全部。そういうふうに割り切つてしまふならば、何も組合を作る必要はないのです。組合は自分の企業をやるために研究する、しかも研究したやつが、これが企業として役立つかどうか、そこまでやっていくわけです。一貫しているわけです。ところが、片一方では一貫しておらぬ。わざわざ打ち切つてしまつて、これは頭で考えたのは、これはあとは企業になるかどうか、おれは知らぬぞ、そういうことじゃないと思う。かりにそうであったら、組合にやらしたらしい。どつちか一本でいいわけです、組合に。たとえば私がさつきから言つているように、この組合の中の一企業が委託を受ける会社だと思ふのですよ。そのくらいの会社でなければ推薦なんかしませんよ。その組合の中のどれかに委託するのですよ。また産婆さんは、池田大臣が言われるよろに、産婆さんは自分で企業をやるのじゃないのです。これは委託をするのですよ。ここでまた組合は試験研究から開発までやられるわけですよ。だから二つ同じやつを今度作つてどうなりますかというのです。これだけ国が金を出して、組合に力を入れてもらうのはけつこうです。もつと金を出してもらつて私はけつこうだと思います。しかし、こういうよううに複雑化してしまつて、そらして何か所管争いのようなんつともない法律案のようなものが作られはしませんかということを言つていいのです。私は。一本でもすつきりした線ができるはずです。所管が違うからでしょう、これは。

うものは御承知のよろにしょつちゅう所管争いをしておるけしからぬところです。それはその通りなんです。しかし、この問題に關する限り、少なくとも私が主管する限りにおいては、そういうような子供のけんかのようなことは断じてやらせない。またする意思もないということを申し上げておきます。それから今の組合が、そういうふうに考えれば考えられないこともありますのです。それから最初に私申し上げたときに、私は実は少し、組合の方はよその省の所管でござりますので、びんとこないところがありますので、若干びんとこないところもあって、常識論で見当はずれしておつたような答弁をいたしたところがあるかと思いますが、組合の方は、最初から企業意欲を持って研究し、そうしてそれを企業化しようというその意欲を持つておるのですね。だから企業意欲のあるようなものは、私どもの事業團の目標にはならない。これを一つはつきりしていただきたいと思います。理論的にはあなたたの今おつしやるようなこともありますると思います。全然ないとは理論的には言えないけれども、実際問題としてはそういうものはない得ないのだから、つまり企業意欲のないもの、研究成果はあがつておつても、研究成果までてきて、それで先ほどあなたのお話をのように、研究だけした、あとは勝手にしやがれといふものではないので、研究者は当然研究して、それをまた発展させたいという意欲はあるわけですね。いわゆる企業意欲とは違った意味で、研究成果を発展させたいという意欲はありますけれども、それはおのずから別個の問題であります。そらなる

とそれを取り上げる人がないわけですか。そこで現実に今まであなたも御承知のようになりますが、今までの結果をごらん願えますといつて思いますが、御参考まで取り上げました。事業団の前身であります事業部で取り上げましたものは、東北大大学で研究したもの、山梨大学で研究したもの、工業技術院で研究したもの、京都大学、東京工大、理研、これだけのものは私たちの方で実は取り上げております。そういう研究所の研究成果を、主としてそういうもの、時には民間のものも入るでしょけれども、そういうものを取り上げていくということになりますから、最初から企業意欲の上に立って研究開発をやつております組合の研究成果というものは、おそらく例外としては出てくる場合も理論的にはありますけれども、実際問題としてはあり得ない。同時に今わすかばかりの金であつてもこつちも、これははどういって実際問題としてこれは手が及ぶことではないので、当然これは法律の御審議でござりますから、あらゆる場合の角度から御検討を願わなければなりませんけれども、これは自分の間そういう御心配はないということだけは言えるのじやないかと、こう思います。

一つわざわざそれを抜き出してきて、独立させ、そうして一方には組合を作りなさる、それがおかしいのじやないかと私は言うのです。今までなぜやれなかつたか、先ほど言わされましたように、科学者は自分が頭で考えたことが事業化されるまで、もちろん責任もあるし、やはり関心も持つておられると思う。それならば理研に置くべきだと、いう説が成り立つわけです。理研に置いて、今日三億四千万の金を使って、山梨水晶では成功している、こうおおしゃっているのです。ところが、これは企業意欲がないからこれは理研で取り上げたのだとおっしゃるけれども、企業意欲がないのじやないのです。自信がないからこれはやつていなかつたのを、理研が取り上げたのだと私は思う。ということは、損害をした場合国がそれを受けるのだ、それだけのことなんです。だからこの事業団ができるのも、理研が取り上げたのだとたんによくなるということはないのです。それが一つと。これは局長さんでもどなたでもいいのですが、かりに事業部で取り上げておる、これは競合しますから、これはおそらく組合ではやらぬでしようと。しかし、この東京大学で研究しておる、山梨大学で研究しておる、工業技術院で研究した。それを企業化するために、組合で試験研究できますか、できませんか。

家の貴重な金をやたらにやるといふことはなりませんし、そこにもいろいろな弊害も出でてきますから、おのずからそこには制約をして、規制してやらなければいけない。そういう意味で、こういふものは必ずしも完全とはいえないでございましょうけれども、そういう意味でこういふものはできておる。こういうように御解釈願つていいのじやないかと思います。

とは、やはりわれわれも認めます。そ
うだと思います。これはない方がいい
のですけれども、一朝一夕にして、な
かなか繩張りがないようにはならぬ
と思う。そして——よくわかつておられ
る方の骨が折れます。そこでまあこの
程度で一つ御了承いただきたいと思
います。

○阿具根登君 どうですか、きょうは
このくらいでやめて、またこの問題を
は、私は反対のための質問をしておら
わけでないのです。何とかこういう科
学の問題、これは池田長官、盛んに文
部大臣とけんかしてまでやつておられ
るが、僕は賛成なんです。だから、や
はりみんなでうんと審議して、いい成
果を得るようにしたいと思う。反対の
ための質問をしておるわけではないので
すから、きょうはこの程度で……。

○委員長(飼木亭弘君) 他に御質疑が
ござりますか。

○吉田法晴君 資料の要求をしておき
ます。新技术開発事業團関係について
は「新技术開発制度のあらまし」の中
に若干出ています。しかしこれは今ま
で取り上げられてきた例、これから取
り上げられようとする例、たとえば石
炭なら石炭の問題についても、これは
資源技術研究所なり、あるいは各大
学に石炭化学あるいは応用化学分野が
あって、いろいろあります。研究
研究する部分とが重複するかせぬかと
いう、今の問題にも関連いたします。
考え方の問題にも関連いたします。
考えられる今後の技術開発のテーマと
あります。それと、それでは組合で
申しますか、そういうものがありま
す。

たら、資料として出してもらいたい。

それから鉱工業技術研究組合関係につきましては、全然そういう資料が出ておりません。そこで、工業技術院にあるのかもしらぬと思うのですが、過去における共同技術開発の実例、それから今まで共同研究組織を実施して、國で補助金を交付しているかもしらぬですが、それらの実例、これは予算が組まれると、すぐこの補助の対象として、研究課題が皆さんの中にはある。あるいは要求としては出ていてるか、あるいは出てくるだろうと思う。そういう技術開発の実例、組合法に関連をする実例、これは両方二ついただきたい。

それからもう一つ、そこで青色の写真版で、何か大臣、局長とやりとりしているが、そういうものが別の資料としてあるのなら、これは今の問題のかぎだと思うのですが、資料で出されるものであるならば、出していただきたい。

○中田吉雄君 私も、科学技術振興費

ですか、そういう予算の中で、基礎研究と応用研究といいますか、そういう

ふうに分けられますか、理論的な研究と——全体の予算で基礎研究と応用研

究というように。それから最近出た資

料を見ると、ソビエト関係の何がない

のですがね、いたいたした資料に。ところが、なかなかこの無視するわけには

最近の人工衛星等を見ててもいかぬので

すが、そういうものを一つ出していただきたく。次の機会でいいですから。

○委員長(鈴木亨弘君) ただいまの

資料につきまして何かありましたら

ちょっと……。

○政府委員(原田久君) 科学技術振興

費という費目でいただいているものがございますが、それを基礎研究と応用

研究とに分けるという作業は非常にむずかしい、ということは、研究のテーマだけを見まして、それがどういう性質のものなのかということは、非常に判断しにくい。おおむねいいますと、国立大学の研究といいますか、文部省関係の研究というものは、基礎研究に属するということが一般にいわれておりますが、その中にも応用研究、工業化という面が入っているものもござります。非常に複雑でございますが、そういう所管別の程度の資料でしたならば、御提出できるかと思ひますので、一応申し上げておきます。

○中田吉雄君 大体その境界線はなかなかめんどりだと思いますが、大体の傾向は出ると思ひます。やはり、よりどちらに面しているかというのです。そういうことで私はやれると思うのです。それは最近われわれが、ソビエトとアメリカのミサイル、人工衛星その他、まあ大学教授にヒアリングを受けた際に、これはもう理論物理学の相違の問題である。理論物理学、基礎研究の問題で、そういうことを別に見て、ミサイル開発費あるいはそういう開発費をぶち込んでみても、その根本の問題をつちかわなければどうにもならぬ問題だと言う。そういうビラミッドの頂点の、非常に広い、そういう問題の積み重なった何だからという説明を、一流の理論物理学の先生にヒアリング受けたりしている。そういうことはやはり違うのですが、相当意味のあることじやないかと思うのです。まあよりどっちが理論研究に面

よくなところで、農業でも第一種兼業、第二種兼業、どっちが兼業種類に

よりよく依存しているかということでお分けおりますが、そこは科学技術庁ですかから、一つお願ひします。

○委員長(鈴木亨弘君) 委員長から申し上げます。ただいま資料の要求がございましたが、資料提出についていろいろ困難な点があるかと思いますが、ただいまの御要求のございましたの意図は、大体ごそんたくできると思ひますから、この次の委員会までに一応説明のできるような御準備をお願いいたします。

他に御質疑はございませんか。——他に御発言がなければ、兩案の質疑は本日はこの程度にとどめます。本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十一分散会

四月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、鉱工業技術研究組合法案(予備

審査のための付託は二月二十二日)

昭和三十六年四月二十六日印刷

昭和三十六年四月二十七日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局